

奈良県告示第二百号

卸売市場法施行条例（昭和四十七年三月奈良県条例第三十号）第八条の規定により、次のとおり地方卸売市場における卸売業務の廃止の届出があった。

平成二十七年十月十三日

奈良県知事 荒井正吾

卸売業者の名称	卸売業者の所在地	卸売業務を行っていた市場の名称	取扱品目	廃止年月日
郡山兼辰青果市場株式会社 代表取締役 大倉達次	大和郡山市 柳五丁目四 六番地の一	地方卸売市場郡山 兼辰青果市場株式会社	青果物及 びその加 工品	平成二十七 年五月三十 日